

報告第10号

令和7年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第22条第1項の規定により、令和7年度資金不足比率を別紙監査委員の
意見をつけて報告する。

令和8年9月1日提出

築上町長 古市 照雄

資金不足比率報告書

(単位：％)

会計の名称	水道事業会計	下水道事業会計
令和7年度	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0

備考

資金不足額がない場合は、「—」を記載。

令和7年度築上町公営企業会計資金不足比率審査意見書

1. 審査の概要

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査日

令和8年7月 28 日

3. 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【資金不足比率】

(単位: %)

区 分	令和6年度	令和7年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20. 0
下水道事業会計	—	—	20. 0

※資金不足額がないので、それぞれ「—」と表示している。

4. 審査の意見

水道事業及び下水道事業会計の資金不足比率は、上記のとおり資金不足は生じていない。今後は、施設及び管路の老朽化、人口減少など、経営を取り巻く環境が厳しくなることが見込まれることから、引き続き健全な経営に努められるよう要望する。

